



## 事業者による生ごみの資源化(飼料化・堆肥化・メタン化)を支援！ 3種類の新たな補助金の申請受付を開始します

事業所から出る生ごみの減量と資源化を推進するため、食品廃棄物の資源化(飼料化・堆肥化・メタン化)に取り組む事業者への新たな補助金の申請受付を、6月3日(月)から開始します。

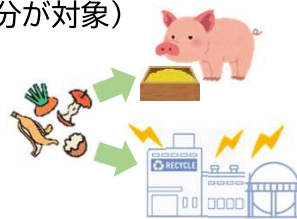
● 申請受付期間(共通) 令和6年6月3日(月)～令和6年12月27日(金)

※予算がなくなり次第終了します。

### 1 飼料化・メタン化処理費用の補助

食品廃棄物を飼料化施設またはメタン化施設で新たに資源化する際の処理費用の一部を補助します。(事前に担当の収集業者へご相談のうえ、申請してください。)

- 補助対象者 食品廃棄物(事業系一般廃棄物)を排出する市内の事業者
- 補助対象経費 市内の食品廃棄物資源化施設(飼料化施設・メタン化施設)での処理費用  
(令和6年4月1日～令和7年1月31日の搬入分が対象)
- 補助額 1kgあたり4円
- 申請先 福岡市 環境局 計画課  
TEL 092-711-4308  
メール shokuhin.shigenka@city.fukuoka.lg.jp



詳細は市HPをご覧ください

### 【市内の食品廃棄物資源化施設】

#### ▼飼料化施設 株式会社環境エイジェンシー (西区太郎丸786-1)



詳細はHPをご覧ください

#### ▼メタン化施設 福岡バイオフィードリサイクル株式会社 (西区太郎丸790-1)



食品廃棄物



メタン発酵



バイオガス発電



詳細はHPをご覧ください

## 2 食品廃棄物の保管場所整備費の補助

食品廃棄物を分別し資源化するため、食品廃棄物の保管場所を整備する際の費用の一部を補助します。

- **補助対象者** 以下のすべてに該当する事業者
  - ・食品廃棄物(事業系一般廃棄物)を排出する市内の事業者
  - ・中小企業基本法に規定する中小企業者
  - ・資源化施設(飼料化施設・メタン化施設)で資源化、または自ら堆肥化する者
- **補助対象経費** 食品廃棄物の分別のための保管場所の整備(新設または改修)に要する費用  
(設備や資材等の購入費、設置工事費等)  
※リースの場合も対象
- **補助額** 整備費用の1/2 (上限 10万円)
- **申請先** 公益財団法人 ふくおか環境財団 (総務部経営企画課)  
TEL 092-731-2704  
メール kikaku@f-kankyo.or.jp



詳細は市HPを  
ご覧ください

## 3 事業用生ごみ処理機の購入費補助

事業用生ごみ処理機(堆肥化)を新たに購入・設置する際の費用の一部を補助します。

- **補助対象者** 以下のすべてに該当する事業者
  - ・食品廃棄物(事業系一般廃棄物)を排出する市内の事業者
  - ・中小企業基本法に規定する中小企業者
  - ・できる生ごみ堆肥の半量以上を自ら活用できる者
- **補助対象経費** 事業用生ごみ処理機(堆肥化)の購入・設置に要する費用  
※リースの場合も対象
- **対象製品** 微生物の働きによって生ごみを分解し堆肥化する(肥料として活用可能な固形の堆肥ができる)製品 ※消滅型、乾燥式、ディスポーザーは対象外
- **補助額**
  - 生ごみ堆肥の全量を自ら活用する場合  
購入・設置費の1/2 (上限 50万円)
  - 生ごみ堆肥の半量以上を自ら活用する場合  
購入・設置費の1/2 (上限 25万円)
- **申請先** 公益財団法人 ふくおか環境財団 (総務部経営企画課)  
TEL 092-731-2704  
メール kikaku@f-kankyo.or.jp



詳細は市HPを  
ご覧ください